

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1131））

2. 日時：平成30年7月17日 15時00分～19時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、千明主任安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他8名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当

中部電力株式会社：浜岡原子力発電所 土木建築部 土木課 担当

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月11日、7月11日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る津波への配慮に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【浸水防護施設の耐震性についての計算書】

- ダム・堰施設技術基準（案）の適用性について、適用する設備の構造、先行炉における実績等を踏まえて整理して提示すること。

<取水ピット水位計>

- 設計用地震力の設計震度は1.2倍の最大応答加速度を、また電氣的機能維持評価の評価用加速度は1.0倍の最大応答加速度を特に説明なく記載しているので、方針書あるいは本図書に使い分けが分かるように整理して記載すること。
- 固有周期の記載については他の図書との整合させた記載とすること。また、得られた固有周期に対する剛柔の判断結果を記載すること。
- 構造概要図に主要な寸法を記載すること。
- 使用材料を確認した上で、使用する材料に応じた許容応力を整理して提示すること。

<取水ピット空気抜き配管逆止弁>

- 支持サポートについて、必要に応じて補強を行う方針であることを整理して提示すること。
- 機能維持評価方法について、フロート式逆止弁のフロート部の構造健全性を確認しているが、機能維持評価はフロート式逆止弁全体の機能維持について行うべきではないか。機能維持評価の方針について、評価対象設備を明確にした上で整理して提示すること。
- 設計用地震力の表について、他の工認図書と整合させた記載とすること。

<緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋>

- 組合せ応力における割増係数について、引用した基準等を明確にした上で設定根拠を整理して提示すること。
- 評価対象部位としてのスキンプレートの取扱いについて、整理して提示すること。
- 強度評価における記載と強度評価結果の記載を整合させること。

<水密扉>

- 敷地に遡上する津波に対する組合せ荷重（漂流物荷重、余震荷重、風荷重等）の考え方について、設置許可段階での審査を踏まえ整理して提示すること。
- 原子炉建屋付属棟東側水密扉の評価部位が扉板のみである理由を整理して提示すること。
- 強度評価フローや単位等について他の工認図書との整合を図ること。
- 津波に伴う荷重として静水圧を考慮するとした根拠を整理して提示すること。
- 遡上津波の荷重として水圧作用高さを2.3mとした根拠を整理して提示すること。
- 遡上津波に対する耐震評価及び強度評価の基本方針について、早急に整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ V-2-10-2-9-3 取水ピット水位計の耐震性についての計算書
- ・ V-3-別添-3-2-8-2 取水ピット水位計の強度計算書
- ・ V-2-10-2-6-2 取水ピット空気抜き配管逆止弁の耐震性についての計算書
- ・ V-3-別添 3-2-7 水密扉の強度計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料 (V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書)
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-60-2 水密扉の強度に関する説明書の補足説明資料